

(役員)

第35条 第1項～第13項

1. 組合に、役員として理事及び監事を置く。
2. 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
3. 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
4. 理事(企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。)の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。
5. 企業組合の理事は、組合員(特定組合員を除く。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、設立当時の理事は、組合員になろうとする者でなければならない。
6. 組合員(協同組合連合会にあっては、会員たる組合の組合員)の総数が政令で定める基準を超える組合(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。)は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
 - (2) その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主(総社員を含む。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、[会社法第八百七十九条第三項](#)の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有する会社をいう。以下同じ。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

- (3) 当該組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。
7. 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。
 8. 役員選挙は、無記名投票によって行う。
 9. 投票は、一人につき一票とする。
 10. 第八項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。
 11. 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。
 12. 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
 13. 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

（役員の変更の届出）

第35条の2

組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(組合と役員との関係)

第35条の3

組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の資格等)

第35条の4

1. 次に掲げる者は、役員となることができない。
 - (1) 法人
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (3) この法律、[会社法](#) 若しくは[一般社団法人及び一般財団法人に関する法律](#)（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は[民事再生法](#)（平成十一年法律第二百二十五号）[第二百五十五条](#)、[第二百五十六条](#)、[第二百五十八条](#)から[第二百六十条](#)まで若しくは[第二百六十二条](#)の罪若しくは[破産法](#)（平成十六年法律第七十五号）[第二百六十五条](#)、[第二百六十六条](#)、[第二百六十八条](#)から[第二百七十二](#)条まで若しくは[第二百七十四条](#)の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - (4) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
2. 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、[共済事業](#)を行う組合の役員となることができない。

(役員任期)

第36条

1. 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。
2. 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。
3. 設立当時の役員任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。
4. 前三項の規定は、定款によって、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。
5. 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。